

十六面・西竹田地区に係る奈良県と田原本町との 工業ゾーン創出に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び田原本町（以下「乙」という。）は、田原本町十六面・西竹田地区（以下「十六面・西竹田地区」という。）における工業ゾーンの創出に係る取組に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域の活性化及び働く場の創出による活力あるまちづくりに資するため、十六面・西竹田地区における工業ゾーンの創出と、奈良らしい農業の展開を目指し、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携、及び協力することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、事業エリア、事業手法等の確定に向けた取組を推進する。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

甲 乙の事業エリア、事業手法等の確定に関する取組への支援
乙の十六面・西竹田地区における都市計画手続、関連施策等に関する支援及び関係機関との協議に関すること
乙の十六面・西竹田地区への企業誘致に関する支援
乙の農業振興に関する支援
乙の十六面・西竹田地区の状況に応じたその他の関連施策等に関する支援
乙 十六面・西竹田地区の事業エリア、事業手法等の確定に関すること
十六面・西竹田地区を工業系用地として活用することに係る関係地権者との合意形成に関すること
十六面・西竹田地区の都市計画手続に関すること
十六面・西竹田地区の農振除外等手続に関すること
十六面・西竹田地区の治水対策に関すること

十六面・西竹田地区の社会資本整備計画の策定及び事業実施に関するこ
と

十六面・西竹田地区への企業誘致及び地権者との調整に関するこ
農業振興に関するこ

十六面・西竹田地区の状況に応じた、その他の関連施策等との調整に関するこ

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、そのいずれかから、協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月24日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井正吾

乙 奈良県磯城郡田原本町890番地の1
田原本町長 森章浩